

市長及び副市長の退職手当の推移

1 これまでの推移

市長及び副市長（以前は助役）の退職手当については、昭和54年11月まで一般職の退職手当条例に基づく支給を行っていた。同条例の規定において、退職手当に特別の加算ができる旨を規定しており、その特別加算（功労加算金）の算出基準については、条例に拠らない、内規によるものとしていた。

しかしながら、特別加算として支給している功労加算金についても、給与の一部である以上、給与条例主義に基づく支給がなされるべきものであり、また、「特別職の職員の退職手当についても議会の審議等を通じ、住民の十分な理解と支持が得られるものとするべきであること」とする国からの通達（昭和54年8月7日自治給第28号 自治省行政局校務員部長通知）の趣旨を踏まえ、昭和54年12月に「市長、助役及び収入役の退職手当に関する条例」を制定した。

2 支給率及び支給額の推移

改正年月	算定式	
	市長	助役（H19年度から副市長）
S49.3	一般職相当退職手当 (給料月額×在職年数×200/100) + 功労加算金(給料月額×在職月数×75/100) 給料月額×44	一般職相当退職手当 (給料月額×在職年数×200/100) + 功労加算金(給料月額×在職月数×45/100) 給料月額×29.6
退職手当額	517,000円×44=22,748,000円	410,000円×29.6=12,136,000円
S53.12	功労加算金(給料月額×在職月数×75/100) 給料月額×36	功労加算金(給料月額×在職月数×45/100) 給料月額×21.6
退職手当額	737,000円×36=26,532,000円	593,000円×21.6=1,208,800円
S54.12	給料月額×在職月数×70/100 給料月額×33.6	給料月額×在職月数×40/100 給料月額×19.2
退職手当額	833,000円×33.6=27,988,800円	670,000円×19.2=12,864,000円
S57.10以後	給料月額×在職月数×60/100 給料月額×28.8	給料月額×在職月数×35/100 給料月額×16.8
退職手当額	933,000円×28.8=26,870,400円	751,000円×16.8=12,616,800円
退職手当額 (H3 - H19)	1,234,000円×28.8=35,539,200円	997,000円×16.8=16,749,600円
(H20以後)	1,177,000円×28.8=33,897,600円	942,000円×16.8=15,825,600円

退職手当額はその当時の給料月額での算出